

②日本政策金融公庫補給金・中小企業信用補完制度関連補助・出資事業

○渡邊審議官　それでは、10時5分と申し上げましたけれども、おそろいですので、今から2コマ目を始めさせていただきます。

日本政策金融公庫補給金／中小企業信用補完制度関連補助・出資事業のセッションに移らせていただきます。

まず、中小企業庁金融課より事業の概要をご説明させていただきます。

説明時間は5分でよろしくお願いいたします。

○小林金融課長　中小企業庁金融課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料で簡単にご説明申し上げます。本事業は2つございますけれども、いずれも中小企業の金融、資金繰りの関係の政策でございます。大きく分けまして、信用保証制度ということで、民間の金融機関が中小企業の方にお金を貸すときに保証ということで信用力を中小企業の方につけていただく、こういう制度が1つ。それから、日本政策金融公庫、これは平成20年に幾つかの公的な金融機関が合併してできたものでございますが、これが民業補完を旨としながら政策的に重要なところをピンポイントで支援を、融資をしていく、この2つの事業でございます。

お手元、資料はいろいろございますけれども、この双方とも1ページにございますけれども、全体、250～260兆円の日本の中小企業金融市場の中で各々大体10%弱ぐらいのポジションを占めております。景気が悪化すればこういった引き受けの量は増えていき、今のようになんか景気が安定している状況であれば減ってくる、こういう相関関係にございます。

こういった中で2ページ、3ページに信用補完制度の内容、それから昨年、一昨年、大分議論をいたしまして、少し見直し、改革を大分進めてまいりましたということが書いてございます。特に信用補完制度、リーマンショックの際、これは全業種を100%保証という異例の措置をかなり長い間やったこともあり、これによって中小企業の倒産を防いだという非常に大きな実績もあるものの、副作用というものもかなりあったのではないかと、こういった政策的な反省にも立ちまして、少しメリハリをきかせた保証制度にしていこうという仕組みがこの4月から始まっております。具体的には金融機関等が信用保証に頼りすぎて、中小企業に対する経営支援であるとか普段の会話、対話、こういったものが少なくなるのではないかと、こういった反省点に立ちまして、金融機関にもリスクをもう少しみていただくような仕組みを幾つか入れております。そのうちの1つということもあり、特に

不況業種を100%保証していた制度を80%の保証に変えるというようなことは1つの大きなポイントかと思っております。これによって中小企業のほうを現下より向いていただけるという効果もありますし、今回の予算のお話で行きますと、全体でかかるお金というのも中期的にはかなり減ってくるだろうというふうに考えているわけでございます。信用保証はそういった中で、併せて経営支援を、特に今少し副作用としてリスクが続いている、なかなか次の展望が見出せない中小企業の方を信用保証協会がこれを経営支援をしていく、それから外部の支援機関を通じて経営改善の計画を作っていく、こういったものをインセンティブ付けということで幾ばくか補助金事業というものもやらせていただいているわけございまして、こういった全体のパッケージの中で大きな方向で健全な中小企業金融の状況を作っていきたいというのが大きな1つ目のお話でございます。

すみません、大分はしょっておりますが、2つ目として7ページから日本政策金融公庫のお話でございます。これも先ほどの景気と関連しておりますが、リーマンショックと現在を比べますと引受量で大体半分ぐらいに事業規模は減らしてございます。そういった中で特に政策的によりインセンティブをつけるべき分野、特に中小企業として創業期だったり再生期、それからリスクの高い例えば国際展開をするであるとか、新しい事業に進む、こういったものに対して重点的に支援をしていく仕組みとしております。そういった中でも民間との協調事例というのをできるだけ出して、その中で呼び水効果を講じていくということを旨としているのが8ページに書いてあるところでございます。

予算の観点で言いますと、こちらも特に政策的に金利を深掘りしているところ、9ページでございますが、この部分に予算を毎年計上してやっております。それ以外のベースのところは収支相償になるような仕組みでやっております、この部分もできるだけこの2年ぐらい、特別な金利の深掘りというのをメリハリをつけてやってきているところでございます。その成果というのはすぐというよりは中期的に現れてくるだろうというのが10ページの資料でございます。

私からはまず以上でございます。

○渡邊審議官　ありがとうございます。

それでは、私のほうから本事業の論点をご説明申し上げます。本事業につきましては①「効果的な事業なのか」、②「データや現場意見を活用する仕組み」、③「事業の改善のポイント」という3つの論点を中心にご議論をいただければと思います。

それでは、委員の皆様、よろしくお願いたします。大屋委員。

○大屋委員　ご説明、ありがとうございます。1つ目は前半の信用補完制度のほうなのですが、保証協会の損失補填から繋がるアウトカムで、測定指標としてセーフティネット保証等の利用実績と創業関連保証等の事業実績を挙げておられるのですが、ここに大きく2点違和感があります。1つは、セーフティネット保証というのは文字通りセーフティネットであって、本来、必要なときに必要なだけ使われるのが望ましくて、減らしてゼロになったけれども、セーフティネットにかからないでみんな落ちましたというのも困るし、増えれば増えるだけ望ましいというものでもない。そうすると、これはやはりアウトカム、こういう性質の事業というのはやはりアウトカムの設定に向かないので、それはそういうふうに正面から行ったほうがいいのではないかと思いましたというのが1つ目の違和感です。

もう一つは、創業関連保証やその他の災害関連対策のもので、それについては、これは一定の政策目的のある事業であって、そうすると利用実績もそうなのだけれども、その効果がどれだけ出たのですかと、それをすることによってどれだけ例えばインパクトに対する影響が、達成度があるのですかということをもう少し、ここは深掘りして設定する必要があるのでないかと思いました。ただし、これは資料の中に入っていますけれども、セーフティネット保証を除くともものすごく小さくなるのですね、金額的にも件数的にもね。なので、それはそこまで大きな数字ではないというご判断もあるのかもしれませんが、一応そういうふうに思いましたというのが1点目です。

もう一つは、政策金融公庫補給金のほうのお話なのですが、ここでアウトプットとして貸付実績を挙げておられるわけなのですが、ここはもうご説明いただいたとおり基本的には収入と支出の均衡をとる事業であって、政策として効果を期待してやっているのは特利部分だけですね。特利の金利引き下げの部分だけである。そうすると、この金利引き下げにかかったお金が投入であって、それによって特別金利の設定した目的がどれぐらい達成されたかというのがアウトカムになるのだらうと思います。まあ、ここについてもそういう政策としての投入と成果という関係を明確にしてアウトカム指標を設定すべきではないかと思いました。

私からは以上です。

○渡邊審議官　ありがとうございます。

では、中企庁のほうから。

○小林金融課長　ありがとうございます。先生がおっしゃられるように2ついただきま

した。数字でアウトカムを表した方が良いもの、表さない方が良いものがあるというのはおっしゃるとおりかと思います。なかなか景気変動によるところも多いですし、無ければ無いほうが良いというのが正にセーフティでございますので、少しその書き方は工夫させていただこうと思います。

それから創業関係については、おっしゃるようにボリューム自体は少ないです。この効果は不断に計っていく必要があると思っております。ただ、私どもの基本的な考え方として、かなりもう創業のときに普通の民間企業さんが有するものはほぼ使っている。こちらに行くか、日本公庫の、これはもう一つの国民部門というのがございますが、というのが基本的にそうだと思っております、その中でより効果的にどう使われているか、むしろこれをやりながら「死の谷」といいますか、次のステージにしっかり行けるのか、これを正に経営支援のところなども含めてこの効果を検証していくのは大事だというふうに再認識させていただきました。

それから2つ目の日本公庫のアウトカムといいますか、これは貸し出しではなくて各政策効果で見ると見べきできないかということも立て付けからいっておっしゃるとおりかと思えます。この政策自体、多様になっておりまして、実際に個別にしていくと多分100とか200とかいう数字になっていくと思います。これについては正に財政投融资の要求、私どもは査定課でもございまして、そういう中で個別の要求を受けながら、その中でこれは政策的にどのぐらい必要なのかということは不断に検証していくということでおっしゃるとおりかと思っております。

○渡邊審議官 ありがとうございます。

ほか、小林委員。

○小林委員 4ページを拝見して、ライフステージに応じた支援の必要性ということが謳われております。特に私は新しい産業をいかに支援していくかということに非常に必要性を感じるのですが、特にこの創業期から拡大期に向けた企業への支援と、一方で再生期といえますか、あるいはもう撤退をしていただいたほうが良いような企業のメリハリみたいなものもあると思いますが、そのあたりの方針等についてお聞かせいただければと思います。

○小林金融課長 ありがとうございます。今、4ページの右側の図をみてコメントいただいたと思います。正に2年ぐらい、この中小企業の政策審議会、それから自民党さん、公明党さん、そういった与党の中で議論させていただいたのは、正に必要なところに必要

なだけ行くという機能としては大事なので、例えば創業のところ、それから再生のときはやはりできるだけ金融機関が中心になってやってきてほしいのですが、そのときは保証協会の8割なりの信用力というのをしっかり使いながらやはり支えていきたいなど。他方で大事なことは、だんだん成長していくときに保証ベッタリであると、これはちょっと調子が悪くなったときに、金融機関の方が必ずしも見てあげないのではないかと。ともすると信用保証ベッタリになって、もう保全されているからこれはいいのだと、こういうことにならないようにということでございますので、このグラフで行くと成長局面ではだんだん抜いていく、最初と最後のほうは手厚くやる、それから本当に危機が突然、その当事者の責めに帰さないリーマンショックであるとか地震であるとかがあれば、そのときはサッとやる。そのかわり、早くやってある種、異例の効果を早くやめる、こんなことを全体、考えながらこの4ページの左側のメニューというものを作ってございます。これについてもこれでやり切りというわけではなくて、この4月から始まったところでございますので、それがどういう効果を出しているのか、これは地域ごとにも大分違うと思っております。これのモニタリングをしっかりかけながら、保証協会も各県ごとにもございますので、そのベストプラクティスを展開し、余り好ましくないものは、見える化などもしっかりしていきますので、そういったところでできるだけ変わっていくようにというのを、不断にこれをやっていきたいと思っております。

○小林委員 ありがとうございます。

○渡邊審議官 ほか、関連でもその他でも結構でございますけれども、いかがでしょうか。茶野委員、お願いします。

○茶野委員 この保証割合を4ページにあります100%から80%に改正されたというのはつい最近という理解ですね、今年度から。

○小林金融課長 はい、実際にこの4月からでございます。

○茶野委員 そうしますと、80%にしたことよっての効果とかそういうものはちょっと時期尚早でわからないということですかね。

○小林金融課長 はい、この瞬間はまだ数字に出てきておりません。これは今後、四半期、半期ごとぐらい、しっかりみていこうと思っております。ともするとここはむしろ心配される方もいるのですかね。これまで100%でうまくいっていたのに大丈夫かという声もありますし、逆に80%にしたので金融機関の行動も少し変わってきたのではないかとか両面あると思っておりますので、ここはこの政策だけではなくて金融庁さんが事業性評

価値だともっと見て、担保や保証によらないで金融機関もやっていくのだと、こういう大きな政策とも相まちながらモニタリングを続けていきたいと思っております。

○茶野委員 わかりました。ありがとうございました。

○渡邊審議官 水戸委員、お願いします。

○水戸委員 ありがとうございます。1ページの棒線グラフの中の青が政府系金融機関という数値かと思えます。ここには商工中金のデータも入っているということで、この資料上の位置づけとしては商工中金さんも政府系金融機関だと位置づけていると思えます。ただ、今いろいろと改革中であるということも承知しておりまして、今後、政府系金融機関という位置づけをされていくのかいかないのか、民間銀行と政府系金融機関の中間的な位置づけということもあるのかもしれないのですけれども、なぜそれを申し上げているかという、セーフティネットとしての位置づけの役割分担、民間と純粹政府系金融機関の中間に入るようなことで考えられているのか、もうそれは民間のほうですよというふうに考えられているのか、それによっては本事業の事業規模をどう考えるのかにも影響があるのではないかなというふうに思っている次第で、現時点で考えられていることがあれば教えていただければと思います。

○小林金融課長 ありがとうございます。恐縮ですが、商工中金の話は予算自体がフローではつけておりませんので今回、資料にはございませんが、今の状況をご説明申し上げます。商工中金については残念ながら一昨年以来、危機対応業務という国の予算を入れて少し調子の悪い中小企業さんを助けていく事業の中で改ざん等々の不正があったということでございます。これを踏まえて今、改革、抜本的な見直しをやっている最中でございます。その中の反省の1つは、まず危機対応業務というものは本当の危機の時に限ってやるのではないかと。そのときもできるだけ金利を引き下げるとか、余り長期の固定のものはやらないでといったようなものを、これはこの4月からやっておりまして、その上でより金利競争みたいなものが今激しい全体で金融情勢になってございますが、それに巻き込まれてやっていくのではなくて、もう一回中小企業のためになる本当にソリューションを提供できる、困った中小企業に寄り添えるようなビジネスモデルに変えていくのだということ商工中金には経営体制も刷新していただいてやってございます。その中で民営化の観点でいえば、これは平成20年に商工中金の法律を改正した際に、まずいつかは完全民営化しますという方向になってございまして、それは変わってございません。他方で、これはリーマンショックがあったり東日本大震災があったりという中で少し時間を延ばしながら、

それから正にそういうこともあったので民間金融機関がちゃんと危機の時にしっかり活躍できるかどうか、リーマンショックの時はかなりそこが貸出量が減って困った部分があるということでございます。その見極めをまたしっかりしていくのだということでございます。それからビジネスモデル、先ほど申し上げたものを確立していくかどうか、これは4年後を目途に検証していこう、ここで完全民営化の方向は決まっているけれども、それをどうしていくのかという具体像を決めていくということになってございます。そのときには、この信用保証の仕組みの中で、資料にも入っていますが、本当に危機が来たときには1年とか2年とか時限的ではありますが、もう一気に全業種100%、リーマンショックその2があればしっかりやるというのをビルトインいたしましたので、こういったもので民間金融機関の行動も少し変わってくるのではないかとこのところもしっかりみて検証していきたいと思っております。

以上です。

○水戸委員　なかなか位置づけが難しくて集計にご苦労されているとは思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

○渡邊審議官　委員の皆様には先ほどと同様に議論をしながら結構でございますので、コメントシートへの記載を始めていただけますよう、よろしくお願いいたします。10時25分から30分ぐらいの間のところを目安に完了いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、上山委員、お願いします。

○上山委員　日本政策金融公庫のほうの特別利率の適用される場合というのはどういったときに低いこうした利率が適用されるのでしょうか。

○小林金融課長　資料でいいますと7ページの下のところ少し書いてございますが、大きく括ればセーフティネットとか企業再生であるとか、ここには大括りで書いてございますが、細分化しますとかなり事細かになってございます。ちょっとこれは今、一例としてでしかお話しできませんが、例えば創業期であればこういう条件、こういう条件というのを決めて、こういうのに当たっていれば特利の2まで行きます、そこまでとがってないものであれば特利1とか、そういうように細かく決まっております。したがって、それ全体を公表されているものになっておりまして、この政策全体としてどういうものであればどのぐらいをやるのだということのある種、分厚い冊子になっているということでございます。海外展開であればこういうものはこうだとか、ITであればどうだとか、ちょっと済みません、事細かに今申し上げるのはなかなか難しいのですが、そういうある

種の、予算でいえばいろいろな予算がたくさんあるというのと同様に財政投融资の日本公庫を使つてのものというのについては同じように多種多様なメニューがあるというふうにお考えいただければと思います。

○上山委員 比較的景気が良くなっていく中で、やはり金利が低いと民間金融機関よりもこういった低金利のメニューを使おうというふうに流れるとは思うのですけれども、そのところは民間金融機関のビジネスを食ってしまっているというようなところはないでしょうか。

一方で、先ほど民間金融機関と協調して呼び水になるというようなお話があつて、資本性ローンというのは劣後ローンのことかなと思うのですけれども、むしろどちらかというところと今のような状況下で行くとややリスクのとりにくいところを金利を下げるという形ではなくて、やはり劣後ローンとかそういう形で資金を提供していくということのほうが求められているような気がするのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○小林金融課長 おっしゃるように元々この日本公庫、法律の立て付け自体、目的とし民業補完を旨としてということを謳つてございまして、これは常にその部分を不断に考えていく必要があると思つてございます。おっしゃられるように、不況期にはセーフティネット的なものが非常に大きくなりますが、そうではないときにおいて、企業のライフステージで考えて非常に辛いところ、例えば先生がおっしゃったように再生期とかそういったところに資本性の劣後ローンを入れていく、これは重点化を進めてございます。それ以外にもやはり政策的に、例えば繰り返しで申し訳ありませんが、国際展開をしたほうが良いとか、それから例えば地方創生の観点から少し東京ではないところでまた別の工場を作るとか、例えばそういうものを促進したい、そのときには少しリスクの高いものもあるではないかというものについては、これは1つ1つ精査をしながら重点化をしているところでございます。ただ、民業圧迫という観点だったり、景気が良くなってきているという観点、金利が下がっているという観点もございまして、正にページでいうと8ページにあるような特利を特に多く金利を下げるところというのは不断に見直しをして、今この2年ぐらひは大分縮小してきているというところでございますので、これは1つ、永遠のテーマとしてやっていくべきところだと思つております。

○渡邊審議官 よろしいですか。

○上山委員 はい。

○渡邊審議官 そのほかいかがでございましょうか。梶川委員は何かございましてか。

○梶川委員 全般的な、これはあくまでもコメントなのでございますけれども、基本的にこの中小企業公的金融というのはこちらも目的とされているように中小企業の生産性向上というようなものも含まれているという部分だと思うのですが、その際にぜひこの事業そのものの生産性向上という部分というのは、1つには事業運営者にとってということもあるのですが、そこで働かれる方にとって意味のある部分というのがすごくあるわけで、結局全体の事業が生産性向上しないと給料も上がらないわけなので、この手のセーフティネットを含む中小企業支援というのは時としてその事業体自身を支援するみたいな形になる部分が、社会的にはそういう弱者というような言い方になるのですけれども、ぜひその事業運営、マネジメントのスキルと事業に従事している方に対する支援という部分で、はっきり言ってしまうと余り事業運営がうまくいなくて生産性が上がらない事業というのを包括的にお手伝いして救っていくということは、むしろそこで働いている方にとって本当に幸せになれるかということがございまして、今のような労働市場の環境の中でいえば、本当に生産性の高い事業に従事されるほうが働かれる方はむしろ働き方改革ではないのですけれども、良いという面もあるので、その事業運営スキルとぜひ事業全体をどうされていくかということも視野に入れて支援策を考えていただければなというふうには思います。やはりそこで働いている方はすごく多いわけで、中小企業という、やはり少しその方に目を向けていただくトータル支援策というのをぜひお考えいただければと思います。全くコメントなのです。

○小林金融課長 ありがとうございます。全くおっしゃるとおりだと思ってございまして、やはり事業をどう生かしていくかということだと思っております。私ども特に今金融政策を考える中で、特にこういう少し景気もっている時期はどちらかというとお金を手当てすればいいということよりも、経営支援的な要素というものにどんどん近づいてきていると思ってございます。それを金融機関という大きなネットワーク、各地域の資産、これをうまく生かしながら、そこにどう気持ちよく継承していただく、足らざるところは保証協会なり何なりが救っていくといううまい好循環を作っていければなと思って、そういう中で余り激変になってもいかんというようなところを全体考えながらこれはやらせていただいているつもりでございまして、先生がおっしゃるとおりのことを常に考えながらやっていきたいと思っております。

○渡邊審議官 ありがとうございます。

上山委員。

○上山委員 保証協会のほうについてお聞きしたいのですが、これというのはやはりギリギリの線のところの融資を補完するという狙いがあるのだと思うのですね。特段の保証がなくてもできるのであれば必要なくて、保証があれば今後、資金繰りが補完されて何とか生き残って、あるいは成長していくというところで、そういった一定程度の焦げ付きというのはある意味、やむを得ないのかなとは思っているのですが、一方で100%保証することによってモラルハザードが生じて全部が全部焦げ付いていくということになるとまずいというような話になってくるところだと思うのですが、ギリギリの線として、不良債権化比率というのですかね、そこら辺というのはどの程度を目処にして保証の供与というのをされているのでしょうか。ある程度のめどというのは内部的にはあるのでしょうか。

○小林金融課長 はい。どこまでの数字を目処にしているという具体的なものはないのですが、代位弁済率というものは1つみております。これは分母が今の残高で分子がその年にある種、事故になったもの、代位弁済したものということでございますが、これはリーマンショック時だと、すみません、お手元に資料はございませんが、4%を超えるような数字でございましたが、足下だと2%前半とか1%台ぐらいの数字になってございます。今の時期は本当に代位弁済の事業は少ない、倒産も少ないということでございまして、少し、何と言いましょ、これも景気に左右されるところが大きいところがございます。したがって、何と言いましょ、そういうリーマンショックの時ほどのぐらいであるべきというそういった一律な決め方は少し難しいとは思っていますが、ただ必要ない時にこの保証を使っても仕方がないと思っていますので、それが必要な時に使われることを前提としております。すみません、何と申し上げましょ、そこら辺のところは全体を見ながらそれはやっていくということではあります、他方で保証料というのを取りますので、これは普通の事業者さん、金融機関にとっても無駄な保証というのは経済原理的に多分使わないということだと思っています。むしろ心掛けているのは、それを変にそういう経済原理を曲げてしまうような仕組み立てにしまわれないように、これだと少し、100%保証なので本当は使わなくてもいいのだけれども、寄せていっちゃおう、こういうようなことをしないようにニュートラルにしておくというのが一番大事なのではないかというふうには考えてございます。ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが。

○上山委員 まあ経済原理を曲げてしまう、100%保証によって先ほどの話のとおりモラルハザードが生じて、何でもかんでも保証を付けてしまえば金融機関は損失が出ないの

で良いだろうと、そういうような形になってしまうのは当然避けなければいけないという話だとは思いますが、一方で保証料で代位弁済比率というのは恐らくカバーできない、カバーできる範囲だと、正直いって保証としては余り意味がないのだろうというところを思っています、ある程度の損失覚悟でギリギリの線をカバーするというところだと思いますので、従前、余りみておられなかったということなのかもしれないのですが、やはり代位弁済率をみながら、それを見てどの程度まで信用保証を供与できるか、それは例えば当然金融機関ごとによって代位弁済率というのも違うと思うので、プロパー融資を今回義務付けられているという話があったと思いますけれども、審査が甘いところ、代位弁済比率、代位弁済率が高くなっていくような金融機関に対してはやはり保証の供与をそれなりに絞るといったところを数字の面からも、何というのですかね、一定程度の標準値というのを作って考えていく必要というのはあるのではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○小林金融課長　ありがとうございます。おっしゃるように保証料だけでは多分賄えない、保証料は今、9段階ぐらい、これは信用リスクに応じてビッグデータの中ではじき出してやっていますが、平均だと1%ぐらいです。そうだとすると代位弁済率等を考えてもなかなか合っていないところもありまして、その部分は補填をしながらやってきているというのが歴史でございます。ただ、保険でございますのでどこかで収支相償なのですが、それがどのぐらいのスパン単位なのかというのは非常に長くなるのかどうなのか、これは難しいところでございます。

次にお話しいただいた金融機関によっては保証の使い方に対して必ずしも適切ではない場合もあるかもしれないということだと思います。正にそういう観点から今回、金融機関が保証をつけないですいわゆるプロパー融資というもの、それから正に代位弁済率、こういったものをしっかり見える化をしよう、これはもう方針として打ち出してございまして、各県の保証協会ごと、その中の銀行ごとといった数字を、これはまず生の数字をしっかりと、これは今始まったばかりなので例えば半年後ぐらいからしっかりと出ささせていただいて、異常値といいますか、少しおかしいなという数字があればこれはしっかりと対応していくことになると思います。それから、金融機関さんもこれはしっかり横を見ながらお仕事をされているところもございまして、そういったところで見える化というのは1つの行動様式に与える影響というのはあるという認識をしております。

○上山委員　代位弁済率を金融機関ごとで公表するという事は難しいのですか。

○小林金融課長 公表いたします。

○上山委員 そうなのですね。

○小林金融課長 はい。

○上山委員 わかりました。

○小林金融課長 それとプロパー融資等を含めて、複合的に見られるようにいたします。

○上山委員 はい。

○渡邊審議官 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。小林委員。

○小林委員 8ページに日本政策金融公庫による民間金融機関との連携・協調についてというので事例の①に「資本性ローンによるベンチャー支援」というのがありますが、我が国はやはりベンチャー創業率が低いのですね、人口当たり。それは大企業が強いという部分もありますが、やはり創業しても資金繰り等でなかなか続かないというような状況もあって、こういう政策というのは非常に重要だろうと思いますが、特にこういう創業時のベンチャー支援みたいなものは今後の展望としてはどんなふうを考えておられますか。よりこういう方向に行く、ないしはそこそこというようなこともあると思いますが。

○小林金融課長 おっしゃるとおりこの部分は、これはなかなか普通の銀行にはできないやり方だと思っていますので、結論としては、これはしっかり伸ばしていきたいと思っています。この仕組みをもう少し、せつかくですのでご紹介すれば、基本的には10年とか15年とか長期、一括返しの融資でございます。しかも毎年、金利を変えます。非常に事業が成功していれば少しお高めの金利をいただく、例えば今だと5%ちょっとですかね、いわゆるROEみたいな感じですかね。他方で事業がうまくいっていない、営業利益が出ていないということであれば0.4%とか低く金利を抑えることによって付帯時期と言いましょようか、そういったところをお支えするような格好でございまして、少しリスクが高うございますので、これは正に政府100%でやっている日本公庫として取り組み、それがあるのでその他の運転資金とかそういうものはしっかり民間金融機関が出していこうではないかと、こういったことを狙ってございます。

この実績自体、済みません、これはお手元にお配りしておりませんが、これは実際、25年度ぐらいから始めたものでございまして、順調に伸びております。10年、15年、ストックでたまっていくものでございますので、残高は当然どんどん増えていきますけれども、フローの金額で行きましても、新事業で行けば大体200億円ぐらい毎年、引き受けていっ

ているところがございます。新事業だと少しロットが小さいものも含めてやっております。再生だともう少し多くて350億とかフローで引き受けております。これについてはやはり日本公庫の1つの売りとして、これはしっかり今後もやっていきたいというふうに考えてございます。

○小林委員 ありがとうございます。

○渡邊審議官 それでは、時間になりましたので、取りまとめのほうに移らせていただきます。

先ほどと同様に委員の皆様からいただいたコメントはパソコンの共有ホルダーのほうでご覧いただけるようになっておりますので、ご覧いただければと思います。

それでは、梶川委員、よろしく申し上げます。

○梶川委員 それでは、評価結果について及び取りまとめコメント（案）についてご報告させていただきます。評価結果に関しましては現状どおりが1名、事業の内容の一部改善が5名ということでございますので、本セッションの評価結果に関しましては「事業内容の一部改善」としたいと思います。

それぞれの論点に関しまして各委員から意見をいただきましたので、各委員、多数を占める総論として考えられるものをこれから集約し、ご報告をさせていただきたいということでございまして、ご報告内容を受けて改善策の検討として取りまとめたいと思います。

それでは、論点①「効果的な事業なのか」という点でございますが、1番目、セーフティネット機能を果たすために実施している事業については利用実績が増えれば増えるほどよいというものではないため、無理にアウトカムを設定する必要はない。2番目でございます。創業支援・経営支援等については支援目的に応じた適切なアウトカムを設定すること、3番目ですが、設定した目標を実現するため、本事業以外、他の中小企業向け補助金などを含んでの予算や制度、他の機関とどのように連携するかを再検討すべきということでございます。それから4番目に、中小企業の創業期、拡大期、危機期、再生期における信用補完制度についてはメリハリをつけて創業意欲が増大する施策を期待したい。また危機時において倒産等による雇用創出が新産業での雇用に移行できるような別の政策との連携も期待したいということでございます。

論点②「データや現場意見を活用する仕組み」という点に関しましては、1番目、基準金利が低い現状においてどこまで特別金利による優遇が企業の成長に貢献したか、データによる検証をすべきである。続きまして、景気変動等バックグラウンドの影響を排除した

事業の真の効果を検証するため、支援を受けた主体だけでなく、支援を受けなかった主体のデータも取得し、比較検証できるようにすべきである。3番目に、データに基づいた適切な評価を行うため、効率的な仕組みや財務情報や生産性に関わるデータ等を取得し、効果を分析する体制を構築すべきである。

論点③「事業改善のポイント」でございます。1番目に、セーフティネットとしての支援は中小企業全体における生産性向上や働き方改革の観点からの必要性及び個々の地域等における位置づけの双方を踏まえた上で真に必要な範囲に限定すべき。2番目に、景況が回復し、民間金融機関の預貸率も低下している中、中小企業の資金繰りは改善しており、これを踏まえた見直しを行うべき。3番目に、日本政策金融公庫や保証協会が予算を活用して得た個社のデータを中小企業庁等において幅広く共有し、関連するその他の事業の検証や個々の中小企業の状況に応じた最適な政策を提供するための仕組みを検討すべき、4番目に、本来的には中小企業に対して民間金融機関からの活発な融資が望ましいという観点からは、今後、セーフティネット保証の保証割合を80%に改正したことに関わる政策効果、今後の方針、80%を維持することが適切かどうかを含め、について今後、明らかにしていただきたい。

その他、今の論点以外という点でございますけれども、その他につきまして、既に一定の改善が行われた事業であり、その効果、影響を確認した上で、次のステップの対応を考える必要がある。続きまして、本政策は日本の産業を支える中小企業支援政策の一環として重要な政策ではあるが、支援の仕組みを工夫して、新産業創出のような産業構造変化への寄与も期待したい。続きまして、新たな事業の創出に関わるスタートアップ企業には積極的な支援が必要であると考えますが、他方で企業側にもリスクをとることを奨励するなど支援割合をどう設定するかが難しいながらも重要であると考えるので、その点を考慮して一部改善としたが、事業としては重要と認識しています。

以上、いただいたコメントでございますけれども、本事業を強力で推進すべきとされた方が1名おられました。以上でございます。

以上、ご報告を終わらせていただきますが、ほかの皆様から追加のご意見等、評決結果は先ほどと同じように皆さんの評決結果なのでございますけれども、追加のご意見はございませんでしょうか。

それでは、今読み上げた案をそのまま皆様のご意見も追加的でないということでございますので、確定の取りまとめコメントとさせていただきます。どうもご協力、ありがとう

ございました。

○小林金融課長 ありがとうございました。

○渡邊審議官 ありがとうございました。

では、以上で2コマ目のセッションは終了とさせていただきます。

小林委員のご対応いただく事業は本事業までとなります。誠にありがとうございました。

以上